

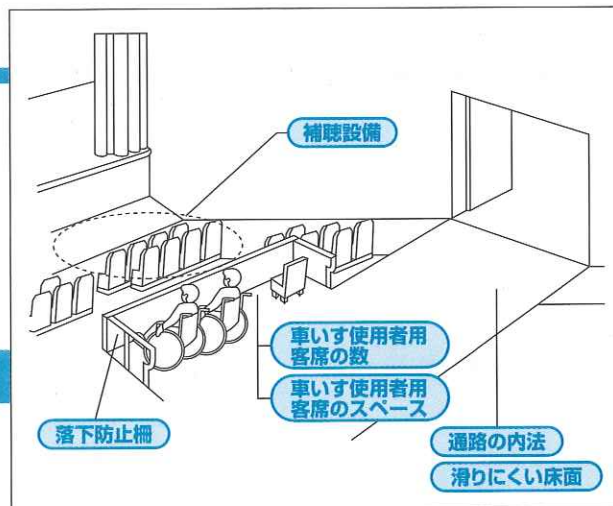
1 建築物

(15) 観客席

設計のポイント

劇場や観覧場、集会場等には、出入口から容易に到達できる場所に、車いす使用者が利用できる客席のスペースが必要です。

- 車いす使用者が出入口から席まで容易に到達できるよう通路を確保し、席では、安定して観覧できるスペースを設けます。
- 聴覚障害者に配慮した補聴設備等の設置が望まれます。
- 車いす使用者が、舞台上へ支障なくアプローチできることが望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

- 1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者が円滑に利用できる客席区画（以下この表において「車いす使用者用区画」という。）を1以上（客席数が100席を超え400席以下の場合にあっては2以上、400を超える場合にあっては2にその超える客席数200までごとに1を加えた数（当該数が10を超える場合は、10とする。）以上）設けること。
 - ア 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を85cm以上及び120cm以上とすること。
 - イ 床面は、水平とし、かつ、^①滑りにくい仕上げとすること。
 - ウ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。

●基準の解説

① P.163〔床（路面）仕上げの目安〕参照

- 2 出入口から車いす使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を120cm以上^②とすること。

② 人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法です。

- 3 2に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機^③を設けること。

③ [P.188〔段差解消機・階段昇降機〕参照]

●整備例

● 条例による整備基準

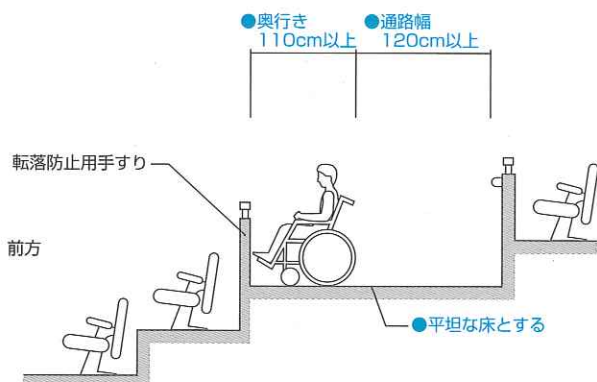
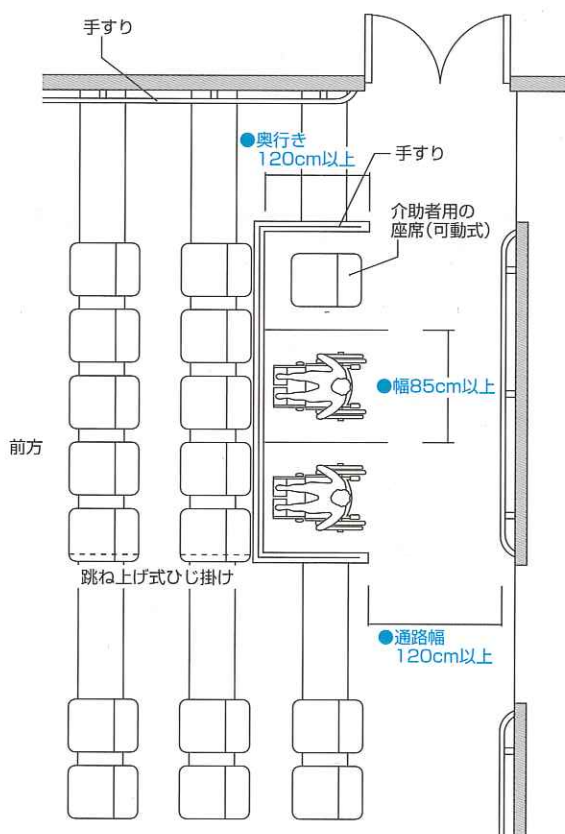
◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

✕ 注意マーク

車いす使用者用客席スペース



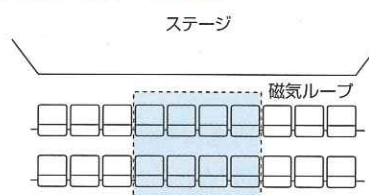
その他

跳ね上げ式ひじ掛けの例



補聴設備

聴覚障害者用磁気ループの例



▲ 磁気ループアンテナを床面に敷設（設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う）し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障害者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができる装置をいいます。

赤外線システムの例



▲ 対象エリアに赤外線送出機を設置し、装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる装置をいいます。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができます。

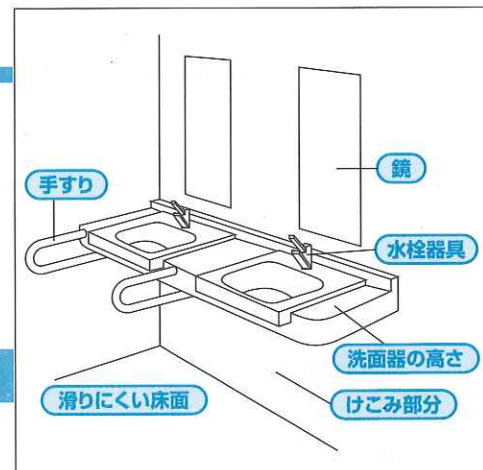
1 建築物

(16) 洗面所

設計のポイント

洗面所は、高齢者、障害者等を含む全ての人が利用しやすいよう配慮が必要です。

- 洗面所に至る経路は、高齢者、障害者等の利用に配慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくくすることなどの配慮が必要です。
- 洗面器は、車いす利用者のひざや足先が入るスペースや、位置及び角度に配慮した鏡が必要です。
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に洗面所の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。
- 洗面器が複数ある場合には、幼児の使用を配慮した、高さの低い洗面器の設置が望まれます。



整備基準

【適用施設／建築物】

●整備基準

多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を1以上設けること。

- ア 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ及びけこみに配慮した洗面器が設けられていること。
- ウ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。
- エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう位置及び角度に配慮した鏡^②が設けられていること。

●基準の解説

① P.163〔床(路面)仕上げの目安〕参照

② 車いす使用者が全身の身づくろいを確認できるように設置します。[P.70参照]

●整備例

● 条例による整備基準

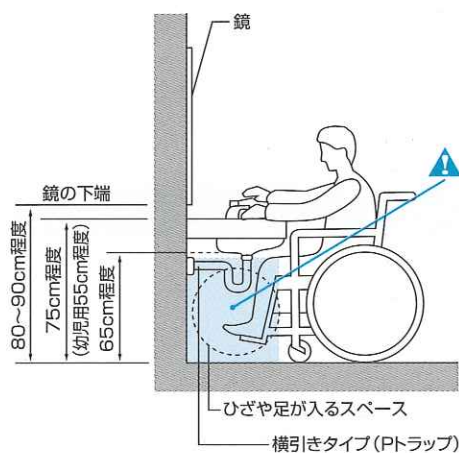
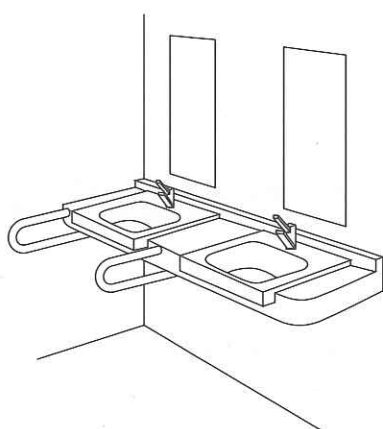
◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

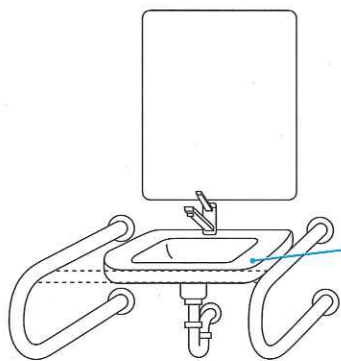
▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

洗面所



▲ ゴミ箱や凍結防止装置等を設置する場合は、車いす使用者の利用に配慮が必要です。

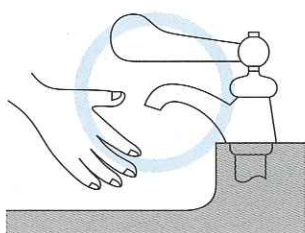


▲ 歩行困難者は、手すりや洗面器に寄りかかりながら洗面するため、洗面器は耐荷重型を使用します。(耐荷重型でない場合は前面に横手すりを入れます。)

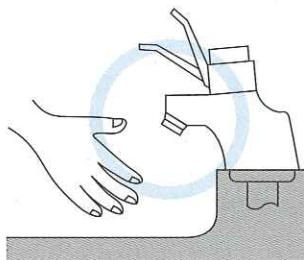


水栓器具

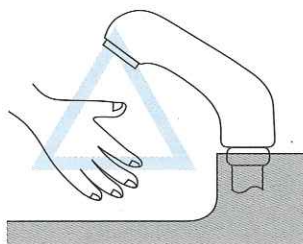
レバー式立水栓



レバー式混合栓



光感知式



▲ 同一の建築物内では同一仕様の水栓器具とすることが望まれます。

▲ 光感知式は、視覚障害者の利用には不便な場合があります。

⊗ 手の不自由な人にとっては握って回すことが困難です。